

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付要綱

令和4年6月29日

(要)告示第61号

改正 令和5年3月10日(要)告示第16号

改正 令和5年5月8日(要)告示第54号

改正 令和5年7月20日(要)告示第75号

改正 令和7年3月14日(要)告示第22号

改正 令和7年4月24日(要)告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受け、経営基盤の安定化を図るため、省エネルギーのための設備等及びデジタルツールの導入に取り組む中小企業者等及び新たなビジネスを生み出す創業者に対し、予算の範囲内において、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に掲げる者及び団体とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれらの者が組織する団体

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号までに規定する組合及び連合会

(2) 大企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者をいう。

(3) みなし大企業 次にいずれかに該当する中小企業者とする。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 創業者 次にいずれかに該当する者をいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、第9条の規定による実績報告までに事業を開始する者

イ 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、中小企業者その他市長が必要と認める法人及び創業者であって、市内に本社又は事業所を有する法人若しくは市内に住所又は事業所を有する個人とする。ただし、創業者のうち、申請時において、事業を営んでいない個人は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) みなし大企業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(3) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等

(4) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者

(5) 市税に滞納又は未申告がある者。ただし、納税義務者の責任ではない滞納については、この限りでない。

(6) 営業に関し必要な許認可等を取得していない者。ただし、創業者のうち、事業を営んでいない個人であって、第9条の規定による実績報告までに当該許認可等を取得する者は、この限りでない。

(7) 他に同種の補助を受けている者

(8) 太陽光発電等設備の設置において、主たる目的が売電する取組である者

(9) 本事業で取得した設備等について、先端設備導入計画の認定を受けている者

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(補助の対象等)

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助の対象外とする。

3 補助金の額は、前2項に定める補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、別表第1に掲げる額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書兼委任状（様式第2号）

(2) 西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金事業計画書（様式第3号）

（補助事業の着手時期）

第6条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上又はやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする申請者は、前条の申請書に、事前着手届（様式第4号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付（決定・却下）通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象事業の変更等の承認）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた内容について、変更、中止又は廃止をしようとするときは、遅滞なく西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助事業に要する経費の20パーセントを超えない変更で、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更）については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請について、当該申請に係る事項の承認の可否を決定したときは、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金（変更・中止・廃止）（決定・却下）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業完了後又は令和8年1月30日までに、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金実施内容報告書（様式第9号）

(2) 経費明細表（様式第10号）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、速やかに西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付請求書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対し、補助事業の成果、経理の状況等についての説明を求め、又は補助事業に関し検査を行うことができる。

(取得財産等の管理及び処分)

第13条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の管理に当たっては、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するものとする。

2 取得財産等のうち、規則第16条第2号の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

3 規則第16条ただし書に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間(令和5年経済産業省告示第64号)に準じるものとする。ただし、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

4 市長は、前項ただし書の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該取得財産等の処分の可否を、取得財産等の処分承認(不承認)通知書(様式第14号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

5 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月4日から施行する。

附 則(令和5年3月10日(要)告示第16号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月8日(要)告示第54号)

この告示は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年7月20日（要）告示第75号）

この告示は、令和5年7月20日から施行する。

附 則（令和7年3月14日（要）告示第22号）

この告示は、令和7年5月7日から施行する。

附 則（令和7年4月24日（要）告示第67号）

この告示は、令和7年4月24日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	限度額
省エネ設備等導入支援事業	省エネ設備等の導入を目的に取り組む事業	省エネ設備費（備品を含む。）及び据付工事費。ただし、補助対象経費の総額が、20万円以上のものに限る。	50万円
デジタル化促進事業	デジタルツール等の導入を目的に取り組む事業	デジタルツール等導入費。ただし、補助対象経費の総額が、20万円以上のものに限る。	50万円
創業支援事業	創業を目的に取り組む事業	改装費、機械器具費等。ただし、補助対象経費の総額が、20万円以上のものに限る。	50万円

注 第7条の規定による交付決定を受けた者については、限度額の欄の規定にかかわらず、当該交付決定の額を限度額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付申請書

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金を交付願いたく、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
事業計画書のとおり
- 2 補助対象経費
事業計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額
事業計画書のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 宣誓書兼委任状（様式第 2 号）
 - (2) 西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金事業計画書（様式第 3 号）
 - (3) その他関係書類

様式第2号（第5条関係）

宣誓書兼委任状

私は、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金を申請するに当たり、申請内容及び下記の内容について、偽りがないことを宣誓し、委任します。なお、申請内容及び下記の宣誓事項について虚偽、錯誤等が判明した場合は、補助金の返還を含む市長が行う処分に関して一切の異議を申し立てません。

記

1 宣誓事項

- ・西条市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・みなし大企業ではありません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者ではありません。
- ・西条市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではありません。
- ・政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者ではありません。
- ・営業に関し必要な許認可等を取得している又は事業を営んでいない個人であるため、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定による実績報告までに取得します。
- ・他に同種の補助を受けていません。
- ・太陽光発電等設備の設置において、主たる目的が売電する取組ではありません。
- ・本事業で取得した設備等について、先端設備等導入計画の認定を受けません。

2 委任事項

- ・市税の収納状況及び同種の補助を受けていないことの確認に関する権限を西条市に委任します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

（法人の場合は、法人名、代表者の職氏名）

様式第3号（第5条関係）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金事業計画書

1 申請者の概要

企 業 名	(加)	代 表 者 職 氏 名	(加)
本 社 所 在 地			
市 内 事 業 所 所 在 地			
資 本 金 又 は 出 資 金	円	従 業 員 数	人
事 業 内 容			
事 務 担 当	部 署	電 話	
	氏 名	E-mail	

2 補助対象事業

事業区分	<input type="checkbox"/> 省エネ設備等導入支援事業
	<input type="checkbox"/> デジタル化促進事業
	<input type="checkbox"/> 創業支援事業
補助金交付申請額	円

3 補助事業完了予定日

--

4-1 省エネ設備等導入支援事業の内容

補助事業の概要	
具体的内容	現状
	課題
	解決方法
展開・効果	

4-2 デジタル化促進事業の内容

補助事業の概要	
具体的内容	現状
	課題
	解決方法
展開・効果	

4 - 3 創業支援事業の内容

補助事業の概要	
具体的内容	現状
	課題
	解決方法
展開・効果	

5 支出経費の明細等

(単位：円)

経費区分	事業費		補助金 交付申請額 (B × 1/2 以内)	概要
	(消費税込)	(消費税抜)		
合計	(A)	(B)	(C)	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

事前着手届

年 月 日付で申請した西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金について、西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、事業を円滑に実施するため交付決定前に着手したいので、届け出ます。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

様

西条市長



西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金の交付について、次のとおり（決定・却下）したので、通知します。

	交付決定額	円
	交付決定内容	
決 定	交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 2 事業完了後又は令和 8 年 1 月 3 0 日までに実績報告書を提出すること。 3 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。 4 西条市補助金等交付規則第 1 4 条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 5 4 により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。 6 5 により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。 7 5 により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。
却 下	理由	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった補助事業を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、承認を申請します。

1 事業区分	<input type="checkbox"/> 省エネ設備等導入支援事業
	<input type="checkbox"/> デジタル化促進事業
	<input type="checkbox"/> 創業支援事業
2 変更・中止・廃止の内容	
3 変更・中止・廃止の理由	

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金（変更・中止・廃止）（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり（決定・却下）したので、通知します。

決 定	1 内 容	<input type="checkbox"/> 次のように変更を認める。	1 補助対象経費 円 2 補助金の額 円
		<input type="checkbox"/> 事業の中止を認める。	中止する期間 年 月 日 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 事業の廃止を認める。	
	2 注意事項		
却 下	理 由		

年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定について通知のあった補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

事 業 区 分	<input type="checkbox"/> 省エネ設備等導入支援事業
	<input type="checkbox"/> デジタル化促進事業
	<input type="checkbox"/> 創業支援事業

別紙事業報告書のとおり

2 関係書類

別添のとおり

3 補助金交付決定額

円

様式第9号（第9条関係）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金実施内容報告書

1-1 省エネ設備等導入支援事業報告

補助事業の概要	
取組内容	
事業の効果	

1 - 2 デジタル化促進事業報告

補助事業の概要	
取組内容	
事業の効果	

1 - 3 創業支援事業報告

補助事業の概要	
取組内容	
事業の効果	

経費明細表

（単位：円）

経費区分	実績額		補助金 実績額 (B×1/2以内)	概要 ※50万円以上の設備等については、名称、型式、金額等を記載してください。
	(消費税込)	(消費税抜)		
合計	(A)	(B)	(C)	

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

1 交付決定額	円
2 確定額	円

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、
西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

請求額 円

【口座】

ご記入ください。 どちらか一つ	<input type="checkbox"/> ゆうちょ 以外の金融 機関	金融機関名	銀行 農協 信金	店名	支店 支所 出張所	種別	1 普通 2 当座	口座番号
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ 銀行	記号（5桁）			の	番号（右詰で記入）		
	口座名義人 (請求者名義の口座にしてください。)				(カナ)			

様式第13号（第13条関係）

第 号
年 月 日

西条市長 殿

住 所（本社所在地）

氏 名（名称、代表者の役職及び氏名）

西条市中小企業等経営安定化支援事業費補助金に係る取得財産等の処分
承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助金により
取得した取得財産等を下記のとおり処分したいので、西条市中小企業等経営安定化
支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、申請します。

記

1 補助対象事業名

2 処分の内容

(1) 処分する財産名等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称）、使用の目的等）

3 処分理由

様式第14号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



取得財産等の処分承認（不承認）通知書

年 月 日付け申請のあった取得財産等の処分について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 処分する財産の名称
- 3 承認内容（承認（不承認）、納付額、納付期日等）
- 4 その他